

緑の風 NEWS



JR東労組



JR東労組ホームページ

East Japan Railway Workers' Union 2025年10月 3日 No.29

年休なのに賃金が減額!?

出向中の A さんが、9 月分の給与明細を確認すると基本給、都市手当、技能・調整・措置、初任給特別措置が減額されていました。

A さんは、給与が減額される覚えがなかったので、支社企画総務部人事ユニットに問い合わせをしたところ、8/13 は 3 時間 15 分の欠勤、8/28 は 6 時間 20 分の欠勤になっていることが発覚しました。両日ともに年休を申請し承認されている認識であることを伝え、出向先会社に言うように言われました。

◆8/13 の半休について◆

8/11、個人的な趣味のスポーツの試合日程が 1 日ずれてしまったため、8/13 の勤務を年休にできないか上司に相談しました。しかし、「人がいないため年休は不可能」と言われたため、半休ではダメかと尋ねたところ、「半休なら大丈夫」と半休の承認を受け、「出勤は 14 時から」と業務指示を受けました。

よって、8/13 は 14 時から勤務に就きました。欠勤届は書いていません。



半休なら大丈夫。
8月13日の出勤は14時から。

承認

◆8/28 の年休について◆

8/28 は 10 時に出勤して勤務に就いていましたが、熱中症のような症状を発症したために勤務継続が困難となったことを上司に相談し、早退して家で療養しました。翌日も体調がすぐれないため、上司に連絡し「年休で休みます」とやり取りをしました。

9 月に入り、勤務整理の担当者から 28 日の早退分と 29 日に休んだ分の勤務処理を聞かれ、両日ともに年休で処理することを申告し、「入力しておく」と承認されましたので、欠勤届は書いていません。

「年休」で入力しておきます。



承認

年次有給休暇は就業規則で減額にならないと定められています。

Aさんの減額を撤回することを強く求めます！